

IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol.12 (2007 年 4 月 ~ 9 月)

財団法人日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット

京都議定書の第 1 約束期間の開始を来年に控え、2007 年上半期は地球温暖化に関する議論や報道が国内外共に活発化しました。国際的には IPCC の第 4 次評価報告書の発表後、G8 サミット、APEC 首脳会議、国連地球温暖化ハイレベル会合、ブッシュ大統領主導の主要 15 国会合等の閣僚・首脳級の会合が続き、気候変動は全人類が長期的な大幅削減目標を掲げ、かつ、迅速に対応すべき重要な課題であるという認識が共有されました。問題解決に向けた国際的な次期枠組みへの早期合意の必要性に関し、首脳レベルの議論を通じてモメンタムが高まる中、国内では年内を目途に京都議定書目標達成計画の見直しが行われ、バリでは 12 月に気候変動に関する国連会合が開催されます。

そこで本稿では、2007 年 4 月から 9 月にかけて、注目すべきポイントを中心に、温暖化防止政策に関する国内外の動向をご紹介します。

地球環境ユニット総括 山下ゆかり

目次

1. CDM プロジェクトビュー～要請が急増、狭き門に？～ (文責 田上貴彦)2
2. ホスト京都に向けた国際動向～G8 サミットと AWG での議論～ (文責 金星姫)4
3. 米国は従来の主張を維持～エネルギー安全保障と気候変動に関する主要 15 国会合と今後の動向～ (文責 武川昌男)5
4. 地球温暖化対策の自主的取組としての APP～その動向と課題～ (文責 伊藤葉子・柳美樹)7
5. EU での再生可能エネルギー政策～グリーン証書をめぐり白熱～ (文責 佐々木宏一)9
6. 気候変動に高い関心を持つ欧州市民も自家用車の利用規制は望まず～EU 運輸政策に関する世論調査結果発表～ (文責 鈴木将仁)11
7. 次期豪州連邦選挙では原子力発電導入が争点になる可能性も (文責 鶴岡明人)12
8. 米国連邦議会、国内キャップアンドトレード導入法案、審議の行方 (文責 小松昭)15
9. 中国が気候変動に対する国家計画を発表 (文責 田上貴彦)17
10. 日本の京都議定書目標達成計画～ -6%の目標達成は厳しい状況に (文責 小川順子) ...19
11. 日本の京都議定書目標達成に向け、予算大幅増額へ (文責 高橋英佑)20

1. CDM プロジェクトのレビュー ～要請が急増 狭き門に？～

46件。これはCDMプロジェクトの登録数ではなく、9月の第34回CDM理事会で検討されたプロジェクト登録に関するレビュー要請の数である。このうち30件についてレビューを行うことが合意され、CER発行に関しては、19件のレビュー要請が検討された。4月以降、レビュー要請が急増している。

登録とは、プロジェクト実施前に行われる、プロジェクトのCDMプロジェクトとしてのCDM理事会による正式な受諾であり、CER発行とは、プロジェクト実施後に行われる、特定の期間にプロジェクトが達成した削減についてのCDM理事会によるCER発行の承認である。CDM理事会による登録は、登録要請の受理日の8週間¹後に自動的に最終的なものとみなされる。ただし、CDM理事会の少なくとも3名の理事が、プロジェクトについてレビューを要請する場合はその限りでない。次のCDM理事会会合の通常3週間前までのレビュー要請が議題に載せられ、CDM理事会はその会合で、レビュー要請を検討し、レビューを行うか登録するか決定しなければならない。レビューはレビュー要請の次々回の会合までに行われ、CDM理事会は、登録、訂正またはリジェクトのいずれかを決定することとなる²。

登録要請が行われたプロジェクトのうちレビュー要請が行われたものの割合は大きくなっているのか。あるCDM理事会会合について、その前のCDM理事会会合の3週間前の翌日から当該CDM理事会会合の3週間前までを期間として、その期間に登録されたプロジェクトとレビュー要請が出されたプロジェクトとを併せて³当該期間の「世代（コーホート）」とみなし、そのコーホート全体におけるレビュー要請率、レビュー実施率およびリジェクト率を計算した（図1）。リジェクト率は、そのコーホートの死亡率に当たる。

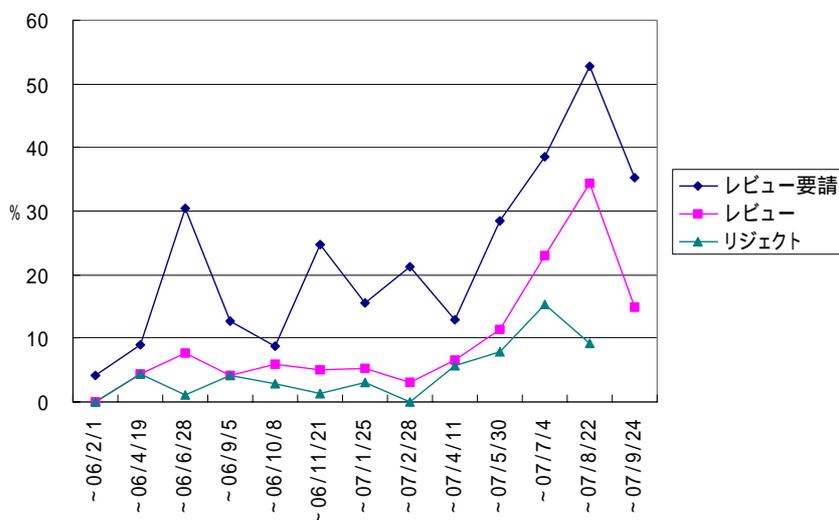
レビュー要請率について、2006年4月20日～6月28日のコーホートで第一のピークがあり、その後若干安定化した後、2007年4月12日～5月30日のコーホート以降急増し、2007年7月5日～8月22日のコーホートでは52.9%に達している。また、レビュー率、リジェクト率も、2007年4月12日～5月30日のコーホート以降増加しており、CER発行についても、ここには示していないが、同様の傾向が見られ、レビュー要請率は2007年8月23日～9月24日のコーホートで41.0%となっている。

¹ 小規模プロジェクトについては4週間。

² CER発行についてもほぼ同様であるが、発行要請の受理日の15日後に自動的に最終的なものとみなされること、CDM理事会はレビューを行う決定から30日以内にレビューを終えなければならないことが異なる。

³ 正確には、これに取り下げられたプロジェクトを加えている。

図1 プロジェクト登録のレビュー要請率、レビュー率およびリジェクト率の推移



(資料) UNFCCC CDM ホームページ, <http://cdm.unfccc.int/index.html>

(注) 当該期間に登録されたプロジェクトとレビュー要請が出されたプロジェクトとを併せたものについて計算している(本文参照)。

こういったレビュー要請の急増の背景には、一方で今年に入ってから Financial Times などによる CDM の質に対するキャンペーンがあるが、CDM における制度改正によってレビュー要請増加の引き金がかかれたという面も大きい。登録・発行要請のアプレイザル(査定)については、当初は割り当てられた理事・理事代理が行っていたが、2006年3月6日からアプレイザルを行う登録・発行チーム(Registration and Issuance Team: RIT)が活動を開始し、さらに、2007年4月1日からは RIT の委任条件の改訂が実施され、事務局が RIT のアプレイザルに基づきサマリーノートを準備することになった。2006年の第一のピークについてはその後安定化したのに対して、今回のレビュー要請率の増加が、事務局機能の拡大⁴との関係で、今後高止まりするのかが注目される。

(文責 田上貴彦)

(出所)

・ UNFCCC CDM ホームページ, <http://cdm.unfccc.int/index.html>

⁴ CDM 管理計画 (Management Plan: MAP) によると、CDM 事務局の定員は、2006年から2007年にかけて40人から71人に、そのうち登録・発行ユニットが10人から19人に増員された。また、手数料および事務コストに必要な収益の配分 (Share of Proceeds: SOP-Admin) の会計処理を行う信託基金を他の拠出金から独立した形で設立することが決定されるとともに、9月から、締約国拠出金から手数料・SOPによる収入への財源移行が行われ、CDM が事実上財源的に独立した。2007年末には、支出が940万ドルに対して、SOP・手数料からの収入が2600万ドルに上る見込みである。

2. ポスト京都に向けた国際動向 ～G8 サミットと AWG での議論～

2012年まで第1約束期間が終了する京都議定書の次の枠組をめぐった議論が本格化している。京都議定書と次の枠組の間にギャップが生じないようにするためには2009年までに国際的合意が得られることが求められる。ここでは今年の様々な動きの中で最も注目された5月のG8サミットおよび8月末のAWG(Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol、以下AWG：京都議定書における附属書I国の更なる削減約束に関する作業部会)の概要について取り上げる。

まず、ハイリゲンダムで開催されたG8サミットでは、気候変動問題について「2050年までに温室効果ガスの排出量を半減させるということについて、真剣に考えていく」ことで合意に至った。具体的な目標数値や方法までも盛り込みたいEUと、言明を避けたい米国とで激しい意見の対立があったが、双方とも歩み寄った形となっている。G8と合わせて、中国、インドを含む途上国5ヶ国も「気候変動問題について相応の努力をする」との声明を発表しているが、数値等の具体的な言及までには至らなかった。

8月27日から31日の間オーストリア、ウィーンで開催された第4回AWG会合の議題は先進国の削減ポテンシャルの分析と、見込まれる削減幅の特定であり、削減ポテンシャルについては、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局のテクニカル・ペーパーを、削減幅についてはIPCC第4次報告書を基に議論が行われた。そして、採択された結論文書では削減ポテンシャルについてはテクニカル・ペーパーの分析の継続および国際機関による更なる分析が求められ、削減幅についてはIPCCのもっとも削減幅の大きいシナリオを取り上げ「温度上昇を2度に抑えるため先進国が2020年までに1990年比25～40%削減しなければならないこと」及び「世界全体では2050年までに2000年水準から半減する必要であること」を認識(recognized)したと明記した。以上のような動きからみると12月にインドネシアのバリで行われるUNFCCC第13回締約国会合(COP13)で温暖化防止の中長期目標が取り入れられる可能性は高い。しかし、先進国の次期削減目標をどうするか、途上国参加問題、そして現在離脱している米国の参加問題については依然として不透明であり、引き続き、国連の場における交渉に加え各種のハイレベル会合、さらには二国間、多国間協力の枠組の動向が注目される。

(文責 金星姫)

(出所)

・ハイリゲンダムG8サミット議長総括

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/heiligendamm07/g8_s_gs.html

・UNFCCC プレス発表 2007年08月31日

http://unfccc.int/files/press/news_room/press_releases_and_advisories/application/pdf/20070831_vinna_closing_press_release.pdf

・AWG 議長総括 FCCC/KP/AWG/2007/L.4

<http://unfccc.int/resource/docs/2007/awg4/eng/l04.pdf>

3. 米国は従来主張を維持

～ エネルギー安全保障と気候変動に関する主要 15ヶ国会合と今後の動向～

2007年の上半期は、気候変動関連についての話題に事欠かない状況であった。

まず科学的な議論としては、4月にIPCC第4次評価報告書(AR4)の第2作業部会が報告書をまとめ、「人間の活動が原因で地球温暖化が引き起こされている可能性が極めて高く、その進行に伴い、生物種の絶滅や、水不足、或いは大雨・洪水といった、自然や人間社会への影響が深刻化してくる」と警鐘を鳴らした。続いて、5月には第3作業部会が、「政策等による各国政府の強い関与があれば、気候変動問題は解決できる」と結論づけ、気候変動問題は、既存の諸技術でも対応が可能であり、EUETSの様な枠組みで炭素価格を設定し、環境投資へのインセンティブを与えることも一つの政策オプションであると言及した。

他方、国際政治の場においては、英国ベケット外相が「気候安全保障(Climate Security)」の概念を提唱。国連安全保障理事会の場でもこの問題を論ずるべきとし、気候変動問題の議論にモメンタムを与えようとした。しかし、6月のG8ハイリゲンダムサミットを前に、ドラフトを巡ってEUと米国との間で意見が対立し「議長国ドイツが用意したドラフト案とは基本的に考え方を異にする」という米国のコメントがマスコミにリークされる一幕にも見られるように、政治の場での意思統一は難航を極めていた。このような状況の中、米国は、従来からの主張をNew Initiativeとして「主要排出国会議の開催」を事前(5/31)に公式発表。その上でG8に臨むという形をとった。

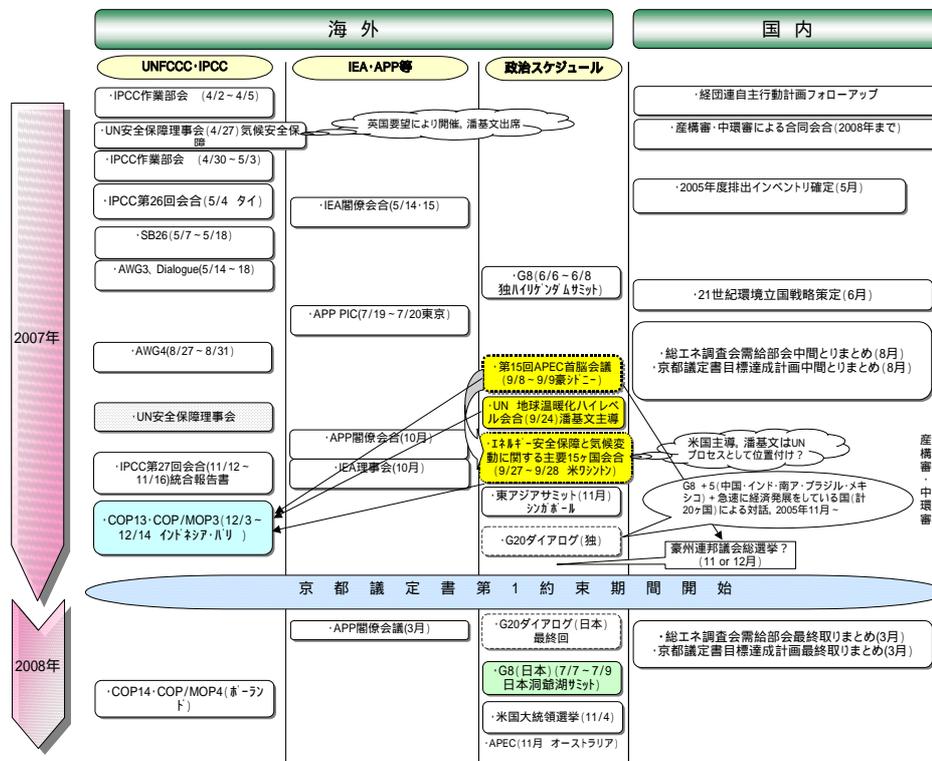
今後は、2008年6月のG8洞爺湖サミットに向けて様々な国際的会合が予定されている(下図参照)。このような場で、米国は従来通り、“短中期については強制的な目標値ではなく各国事情に沿い各国独自に目標を設定する”旨を繰り返し主張していくと予想される。

そして、2007年上半期を締め括るかのタイミングで、米国主導の「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要15ヶ国会合」が開催され、米国がどのような主張を行うのかについて注目が集まった。ハイリゲンダムサミットでは、“地球規模長期目標検討”に合意することによって、歩み寄ったかに見えた米国も、本会合では、「mandatory」の国別目標設定は認めないという従来の路線を崩さなかった。その他の合意事項としては、技術の重要性を強調し、途上国への技術普及を促すための新たな国際資金の創設を提唱したものの、米国、EU、途上国の3極がそれぞれの立場からの主張を述べるに止まった感がある。

気候変動問題に関しては、ややもすると米国が「悪玉」で、EUが「善玉」であるかの様に捉えられがちであるが、京都議定書の枠組みには利点があると同時に欠陥が存在することは複数の研究論文が指摘している。米国の主張も筋が通っていないわけではないが、その主張を実現させる様な代替的な「枠組み」の提唱までには至っていない。

米国の主張通り、経済を阻害せずに温室効果ガスの排出量を削減する、という二律背反をどう解決するのか。経済合理的な対策投資で、如何に技術の開発・普及の促進が図れるのか。気候変動問題は地球規模の問題であるから、途上国を含めて如何に各国に公正な責任負担を求めていくか。万能薬が如き一つの枠組みの創設が難しいのであれば、如何にし

て複数の枠組みを設定し、相乗効果をあげていくか。知恵の輪の様に複雑の絡み合った諸問題を巡り、熱い議論が気候変動枠組条約第 13 回締約国会議（インドネシア・バリ）で幕を開ける。



(文責 武川昌男、図表作成 鶴岡明人)

(出所)

- ・ IPCC 第 2 作業部会 , “ AR4 Summary for Policy Makers ” , 2007 年 4 月
<http://www.ipcc-wg2.org/>
- ・ IPCC 第 3 作業部会 , “ AR4 Summary for policy makers ” , 2005 年 5 月
http://arch.rivm.nl/env/int/ipcc/pages_media/FAR4docs/final%20pdfs%20of%20chapters%20WGIII/IPCC%20WGIII_SPM_final.pdf
- ・ Washington Post, U.S. Rejects G-8 Climate Proposal, 2007 年 5 月 25 日
<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2007/05/25/AR2007052501952.html>
- ・ Independent News, Bush sidesteps G8's climate change agenda, 2007 年 6 月 1 日
http://environment.independent.co.uk/climate_change/article2600484.ece
- ・ Chair's summary Heiligendamm, 2007 年 7 月 8 日
http://www.g-8.de/Content/EN/Artikel/_g8-summit/anlagen/chairs-summary.templateId=raw,property=publicationFile.pdf/chairs-summary
- ・ BBC, Critics angry at Bush climate plan , 2007 年 9 月 29 日
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/americas/7019346.stm>

4．地球温暖化対策の自主的取組としてのAPP～その動向と課題～

「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」(以下、APP)は、エネルギー安全保障や気候変動対策等について地域協力を進めるための取組として、2005年7月に発足した。参加国は、日本、米国、豪州、韓国、中国、インドであり、これら6カ国の合計で世界の温室効果ガス排出量の約半分を占める。また、鉄鋼生産量の約58%、セメント生産量の約61%を占める。APPは、京都議定書を批准していない米国の主導により発足したことや、中国、インドなど今後急速な経済成長が見込まれながら京都議定書の枠組では温室効果ガス排出削減の数値目標を負わない主要途上国が参加していることなどから、その発足は大いに注目された。

APPの活動の枠組は、2006年1月に豪州シドニーで開催されたAPP第1回閣僚会合にて合意された。8分野(1)よりクリーンな化石エネルギー、(2)再生可能エネルギーと分散型電源、(3)発電及び送電、(4)鉄鋼、(5)アルミニウム、(6)セメント、(7)石炭鉱業、(8)建物及び電気機器)に亘るタスクフォースが設置され、日本は鉄鋼、セメント分野の議長国となった。これらタスクフォースの具体的活動内容は、それぞれの「行動計画(アクション・プラン)」に示され、主に技術面から、地球温暖化対策、省エネルギー、クリーンエネルギー開発等を推進することを主な狙いとしている。

APPは、発足に至る経緯において、長期に亘り秘密裏に協議されていたことや、気候変動政策がG8の主要なテーマとして取り上げられたにもかかわらず、EUならびにブレア首相に対する事前協議等は行われなかったことなどが伝えられ、こうしたことから当初は、京都議定書の代替を目指す取組として注目された。こうした経緯はあったものの、APP発足に際しては、本パートナーシップは「京都議定書を代替せず、補完的な位置づけである」ことがアクション・プランに明記された。

各タスクフォースの活動状況は、これまでに4回に亘り開催された政策実施委員会(Policy and Implementation Committee, PIC)会合で報告されている。8つのタスクフォースはそれぞれ、現状把握の為に統計収集、ベンチマークとパフォーマンス指標の設定に向けた検討、ベストプラクティスの特定とその普及のための障壁の特定、モデル・プロジェクト(フラッグシップ・プロジェクト)の特定と推進等について、作業を進めている。これまでにデータ収集及びその分析に基づく具体的成果が報告されはじめており、なかでも鉄鋼タスクフォースは、第4回政策実施委員会(2007年7月、東京)において、主要な省エネルギー技術を採用することにより、6カ国合計でCO₂排出量を年間1億2,700万t-CO₂(日本の年間CO₂排出量の1割に相当)を削減可能との試算を発表し、注目を集めた。今後はセメントやアルミニウム等、他のタスクフォースにおいても、特定の技術や製造過程に着目したエネルギー原単位の比較や、省エネルギーの潜在量(ポテンシャル)の推定に向けた作業を進めることが計画されている。

しかしながら、APPで期待されるエネルギー効率のベンチマーキング等の策定については、これまでのところメンバー国間の具体的な合意は形成されていない。またAPPでは、

特定の年限における省エネルギー目標といった明確なコミットメントがないため、具体的なプロジェクトの進捗は各タスクフォース内の自発的な意思決定に委ねられることになり、タスクフォース間の足並みが揃わない可能性がある。

こうした条件下で、APPは有効な地球温暖化対策としての新たな枠組を示すことができるのか、関心が高まっている。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）による一連のプロセスにおいては、2013年以降の将来枠組に関する議論の先行きが見えにくく、こうしたこともAPPに関心が集まる一因と考えられる。また、気候変動対策について国連の枠組に留まらない議論が各所で行われており、昨年7月のロシア・サンクトペテルスブルグで開催されたG8サミットでは、APPを含む自主的な取組について、これを排除するのではなく、活用して行く考えが再確認された。APPが、京都議定書型の数値目標を前提とした取組とは異なる特徴をもった、技術的な対策を主とした対応として影響力を持つためには、政府・産業界を取り込んだイニシアティブとして自発的な取組であることのメリットを活かしながら、さらに具体的な成果を示して行くことが求められる。

（文責 伊藤葉子・柳美樹）

（出所）

- ・ The Guardian , 「Six-country pact on clean energy 'not meant to undermine Kyoto」, 2005年7月29日
<http://www.guardian.co.uk/climatechange/story/0,12374,1538644,00.html>
- ・ Reuters , 「Canada backs Kyoto alternative group」, 2006年4月25日
<http://edition.cnn.com/2006/WORLD/americas/04/25/canada.kyoto.reut/>
- ・ クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップホームページ アクションプラン
<http://www.asiapacificpartnership.jp/>
- ・ 中央環境審議会 地球環境部会(第43回)、産業構造審議会 環境部会 第37回地球環境小委員会 合同会合(第6回)、産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会自主行動計画フォローアップ合同小委員会、第6回製紙・板硝子・セメント等ワーキンググループ、鉄鋼ワーキンググループ (社)日本鉄鋼連盟議資料, 2007年1月19日
<http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-43.html>
- ・ 経済産業省 News Release , 「アジア太平洋パートナーシップ（APP）第4回政策実施委員会（PIC）の結果について」, 平成19年7月23日
- ・ Greenwire 2006 E&E Publishing , 「G8 gives nod to post-Kyoto talks, voluntary programs」, 2006年7月17日

5. EUでの再生可能エネルギー政策 ～グリーン証書をめぐり白熱～

EUは、2020年までに再生可能エネルギーをEU全体で20%とする目標に今春合意し、EU委員会はその達成を行なうための各国の目標値を含めた法案⁵を2007年末に提出することになっているが、期限が迫っていることもありこの法案の内容をめぐって議論が白熱している。一方で、本法案の提出が年内から2008年1月にずれ込むとの見込みも示されている。

本法案についてEUエネルギー委員の一部には、再生可能エネルギーからのグリーン電力証書取引制度の導入を提案している。この背景には、再生可能エネルギー利用量の目標が設定されると、自国内での削減目標達成が厳しい国が、再生可能エネルギーのポテンシャルが大きい国からの証書を活用することでコスト低減を期待している、ことが挙げられる。また証書取引推進者は、既存のフィードインタリフ制度⁶との共存も可能である、との見解を示している。

これに対し、欧州再生可能エネルギー連合(EREF)、欧州風力エネルギー協会(EWEA)、EUROFORESは、グリーン電力証書取引制度の導入に反対している。これらの団体は、ドイツ等多くの加盟国で実施されているフィードインタリフ制度が成功を収めており、証書取引制度の導入は、成功し機能している現行制度を崩壊させる、と主張している。

再生可能エネルギーの政策を巡っては、補助金を中心としたフィードインタリフ制度と市場メカニズムを活用したRPS制度⁷のどちらを採用するか、多くの国で議論が行われてきている。これまでフィードインタリフを中心にし、再生可能エネルギーの導入が成功していると言われるEUにおいても、今後は目標値引き上げにより目標達成が厳しくなってくることが予想され、各国で異なる再生可能エネルギーのポテンシャルをどのような政策ツールで支援・調整してゆくのか、またグリーン証書を導入する場合のフィードインタリフとの調整をどのように行なうのか、日本での再生可能エネルギー議論へも影響があるものと考えられ、注視してゆく必要がある。

(文責 佐々木宏一)

(出所)

- ・ EU閣僚理事会、「PRESIDENCY CONCLUSIONS、7224/1/07 REV 1」、2007年3月
http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/ec/93135.pdf
- ・ EU委員会、「Commissioner Piebalgs and Minister Pinho discuss future challenges ahead of the

⁵ 本法案は、2007年3月にEU各国首脳により合意された気候保全およびクリーンエネルギー対策に関する計画に沿ったものであり、2020年までに温室効果ガスを20%削減する、との合意に関する内容も含まれている。また、EUETSでの航空部門を対象とする見直しや自動車のCO2排出原単位規制も含まれる見込みである。

当初の計画では12月にパリで開催されるCOP13/CMP3に間に合うように提出が計画されていたが、交渉が難航しており、2008年1月に延期される見込みである。

⁶ フィードインタリフは、再生可能エネルギーからのエネルギー(電力等)を一定の固定価格で買い取る制度である。ドイツなどEU加盟国の多くで導入されている。

⁷ RPSは、エネルギー販売量の内一定量を再生可能エネルギー由来のものとして義務付け、義務量の一部を証書により充足できる制度である。英国、米国(諸州)、日本などで導入されている。

energy council」、2007年10月

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/1594&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

- ・ EU委員会、「Energising Europe: A real market with secure supply Questions and answers」、2007年9月

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/07/362&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

- ・ 欧州再生可能エネルギー連合（EREF）「プレスリリース」、2007年10月

http://www.eref-europe.org/dls/pdf/2007/eref_pr_101007.pdf

- ・ 欧州風力エネルギー協会（EWEA）「プレスリリース」、2007年10月

http://www.ewea.org/index.php?id=60&no_cache=1&tx_ttnews%5bttnews%5d=511&tx_ttnews%5bbackPid%5d=1&cHash=d15cef43f5

- ・ EUROFORES、「プレスリリース」、2007年10月

[http://www.eufores.org/fileadmin/eufores/documents/IPM/Declaration_of_Berlin_2007 - EUFORES_7th Interparliamentary Meeting Renewables - designed.pdf](http://www.eufores.org/fileadmin/eufores/documents/IPM/Declaration_of_Berlin_2007_-_EUFORES_7th_Interparliamentary_Meeting_Renewables_-_designed.pdf)

6. 気候変動に高い関心を持つ欧州市民も自家用車の利用規制は望まず ～ EU 運輸政策に関する世論調査結果発表～

欧州連合（EU）が今後の運輸政策検討を目的に EU 加盟 27 カ国の市民（25,767 人）を対象に、本年 6 月に世論調査 “Attitudes on issues related to EU Transport Policy” を実施した。本調査によると、自動車の環境に与える影響については、全体の 78% が「ある」と回答とした一方、51% が「主たる移動手段については自動車」と回答し、公共交通機関と答えた 21% を大きく上回る結果となった。（EU における全 GHG 排出量の約 5 分の 1 が運輸部門（04 年））

また、自動車からの CO₂ 排出抑制策に関する質問では、「低燃費車のみを販売」との回答が最も多く 35%、次いで「税優遇を通じた低燃費車の購入促進」が 30% となっており、「自動車利用の規制が望ましい」と答えたのは 11% に留まった。

更に、CO₂ 排出量の削減が期待されるバイオ燃料の利用促進策については、「優遇税制の導入」及び「バイオ燃料自動車の製造義務化が望ましい」との回答が各々 30% 強を占め、「（バイオ燃料を利用できない）既存車両に対する高い税負担の導入」については 10% となっている。

なお、今回の世論調査は EU 全体を対象としたものであり、自動車からの CO₂ 排出量の削減策に対する回答も各国毎に異なっているものの、概ね、個人に対する新たな負担を伴う対策よりも、行政やメーカーが主体となった対策が望ましいとする回答が多くを占める結果となっている。

EU は、域内で販売される自動車からの CO₂ 排出量の削減にかかる新たな規制案（走行距離 1 キロあたりの平均排出量を、現在の約 160 グラムから 120 グラムに削減）を本年 2 月に提案、遅くとも来年中旬までの最終案作成に向けて検討が進められており、今回の世論調査の結果も何らかの形で反映されていくものと思われる。

（文責 鈴木将仁）

（出所）

- ・ European Union 「Attitudes on issues related to EU Transport Policy」, 2007 年 7 月
- ・ http://ec.europa.eu/public_opinion/flash/fl_206b_en.pdf European Union 「Public consultation on the implementation of the renewed strategy to reduce CO₂ emissions from passenger cars and light-commercial vehicles」, 2007 年 2 月
http://ec.europa.eu/reducing_co2_emissions_from_cars/index_en.htm
- ・ UNFCCC , Greenhouse Gas Inventory Data
http://unfccc.int/ghg_emissions_data/predefined_queries/items/3814.php

7. 次期豪州連邦選挙では原子力発電導入が争点になる可能性も

本年4月28日、野党労働党はシドニーでの党大会において、次期連邦選挙に向けた政策綱領として、「National Platform and Constitution 2007」を採択した。本政策綱領の第5章では、原子力政策について言及している。まずウラン鉱山開発・輸出については、豪州の経済成長や雇用促進には鉱物・エネルギー資源の開発及び輸出が必要不可欠であるとして、同党が強く主張してきた“三鉱山政策”⁸を撤廃し、より厳格な保障措置及び安全対策の強化を条件に新規開発を許可する方針を示した。その一方、国内でのウラン濃縮等原子燃料サイクル事業の推進や原子力発電導入に関しては依然として禁止する旨を主張している。

一方、自由党及び国民党から成る保守連合を母体としたハワード首相は、豪州の長期に亘る原子力開発（ウラン鉱山開発・輸出、原子燃料サイクル及び原子力発電導入）について科学的かつ包括的なレビューを行うためのタスクフォースを昨年6月に立ち上げ、同年12月末、「Uranium Mining, Processing and Nuclear Energy ~ Opportunities for Australia」と題する報告書を公表した。ウラン鉱山開発及び輸出については、世界第1位の確認埋蔵量を誇る豪州にとっては、近年のウランのスポット価格高騰を生産及び輸出拡大の好機と捉え、更なる鉱山開発を進めるべきだとしている。また原子力発電については、エネルギー安全保障・地球温暖化対策上のメリット及び米国等国際的な開発意欲の高まりについて述べるとともに、2050年までに国内に導入すべき原子力発電容量についても言及している⁹。

更にハワード首相は、労働党が“三鉱山政策”撤廃を公表した同日、ウラン鉱山開発、原子燃料サイクル及び原子力発電導入についての新戦略を公表し、政府規制の撤廃、Generation 3への参加、研究開発の強化等の方針をプレスリリースにて公表した。この中で特筆すべきは、原子力関連二法「the Environmental Protection and Biodiversity

⁸ 「三鉱山政策」とは、1984年に当時連邦政府の政権の座にあった労働党が、北部準州のRanger 鉱山、Nabarlek 鉱山および南オーストラリア州のOlympic Dam 鉱山の三鉱山に限り輸出を認めたことを言い、これにより豪州では新たなウラン資源開発が厳しく制限されてきた（1988年のNabarlek 鉱山の閉山後は、他二鉱山のみでの操業。2000年11月の南オーストラリア州Beverly 鉱山の操業開始後、再び三鉱山での生産）。なお1996年3月、政策に反対していた自由党と国民党の連合政権が成立すると同時に同政策は撤廃されている。

⁹ 2050年の豪州の電力需要が現在の2倍になるとの予測に基づき、GHGガスの排出レベルを現行水準（2003年）に保つためには、その増容量分については、低排出の供給源を導入することが必要であるとして原子力発電の試算を行っている。原子力発電導入の場合、環境対策コストや二酸化炭素排出コストを考慮しなければ、石炭火力に比べ、平均で20%～50%割高になるとの結果が出ている。最短ケースでは、2016年に第1号機導入の可能性があるが、規制や許認可等のリスクがある。本報告書では、2020年に第1号機が発電を開始し、2050年までに合計25基の原子炉が稼働し、豪州の発電電力量の1/3以上を賄うことにより、2050年時点のGHGガス排出量を17%減少させることが可能だとのシナリオを提示している。

³ 第4世代原子炉（Generation IV / GEN-IV）とは、「第1世代」（初期の原型炉）、「第2世代」（現行の軽水炉等）、「第3世代」（改良型軽水炉 / ABWR、APWR、AP1000、EPR等）に続き、米国エネルギー省が2030年頃の実用化を目指して2000年に提唱した次世代の原子炉概念。その目的は、安全性、核拡散抵抗性、持続可能性、経済性の向上にある。GEN-IVを国際的な枠組みで推進するため、2001年7月、第4世代国際フォーラム（Generation IV International Forum / GIF）を結成された。現在の加盟国は、米、日、英、韓、南ア、仏、加、ブラジル、アルゼンチン、スイスの10ヶ国とEUの1地域。

Conservation Act 1999」と「the Australian Radiation Protection and Nuclear Safety Act」の改正に言及している点である。前者は原子力発電所建設禁止を、後者は政府規制当局による原子力発電所、ウラン濃縮及び成型加工施設へのライセンスの発給禁止を謳っている。今後の検討状況によっては、国民的な論議を呼ぶものと思われる。

また両党の地球温暖化政策における原子力に対する考え方を見てみると、与党が本年7月に公表した気候変動政策「Australia's Climate Policy」の中で、地球温暖化対策上有効な低炭素排出技術と評価しているのに対し、労働党は上述した政策綱領の中で、原子力の経済性や放射性廃棄物の処分を理由に原子力発電導入を否定し、再生可能エネルギーの推進及びクリーンコールテクノロジーが有効であると主張している。

ハワード首相は、上述した方針に基づき、9月のAPEC開催期間中、先進主要国の首脳と積極的な二国間外交を行い、原子力政策、気候変動政策についての合意内容をそれぞれ共同声明として発表している。このうち原子力については、ロシアとは新たな原子力協力協定を締結⁴により自国ウランの輸出拡大を図るとともに、米国とはGIFやGNEP⁵への参加及び原子力協力に向けたアクションプランの合意、日本とは現行の日豪原子力協定の強化及びハイレベル協議（鉱山開発投資、研究開発、技術協力等）の実施等をその成果として発表している。これに対し労働党はウェブサイト上で反原子力発電導入キャンペーンを開始するなど政府を追及する構えを見せている。

こうした中、10月14日、ハワード首相は、連邦下院を解散し、連邦総選挙を11月24日に実施する旨発表した。約半数が改選される上院選挙も同日に実施される。連邦選挙に関して、10月19日から21日にかけてNEWSPOLL社が行った世論調査では、回答者のうち58%が、労働党を支持するとの結果が出ている（保守連合支持は42%）。今後の選挙戦の中で、原子力発電導入が争点の一つとなる可能性があり、地球温暖化対策として原子力開発を進めるハワード政権が国民の支持を得られるかどうか注目される。

（文責 鶴岡明人）

⁴ 1990年に締結された豪露原子力協力協定では、豪州産ウランをロシア国内の施設（濃縮、再転換、成型加工施設等）で加工することのみを合意し、ロシア国内原子炉での利用については謳われていない。今回の合意により、これが可能となる。

⁵ 正式名称は、「Global Nuclear Energy Partnership（国際原子力エネルギー・パートナーシップ）」。2006年2月、米国DOEが、核拡散の脅威を削減するとともに、環境に優しいエネルギーを世界中に広めることを目的とした枠組として公表。その内容は下記のとおり。本構想のパートナーシップ国（米、日、仏、英、露、中等）は、先進的再処理及び高速炉を開発・利用。開発途上国を含め、以外の国は、濃縮・再処理技術獲得を放棄することにより、国から発電用の原子燃料を適正価格で供給（リース）を受け、原子力発電のみを実施。開発途上国は、供給された核燃料を発電に使用した後に生じる使用済燃料を、国に返還。国は、開発途上国のニーズに応じた原子炉の研究開発、導入協力を検討。

(出所)

・豪州労働党ホームページ

「National Platform and Constitution 2007」

<http://www.alp.org.au/platform/index.php>

・豪州政府プレスリリース

「Uranium Mining, Processing and Nuclear Energy ~ Opportunities for Australia」,

http://www.dpmc.gov.au/publications/umpner/docs/nuclear_report.pdf

・豪州政府プレスリリース

http://www.pm.gov.au/media/Release/2007/Media_Release24284.cfm

・豪州政府プレスリリース

「Australia's Climate Change Policy」

http://www.dpmc.gov.au/publications/climate_policy/index.cfm

http://www.pm.gov.au/media/Release/2007/Media_Release24536.cfm

http://www.pm.gov.au/media/Release/2007/Media_Release24539.cfm

http://www.pm.gov.au/media/Release/2007/Media_Release24543.cfm

http://www.pm.gov.au/media/Release/2007/Media_Release24549.cfm

・労働党プレスリリース

<http://www.alp.org.au/media/0907/msCCiwat290.php>

・豪州選挙管理委員会プレスリリース

http://www.aec.gov.au/About_AEC/Media_releases/10_14.htm

・NEWSPOLL 社ホームページ

http://www.newspoll.com.au/cgi-bin/polling/display_poll_data.pl

8. 米国連邦議会、国内キャップアンドトレード導入法案、審議の行方

米国(第110回)連邦議会では昨年の中選挙で地球温暖化対策に積極的な民主党が勝利したことから国内キャップアンドトレード制度導入に向けた攻勢が強まっており、民主党と共和党環境派議員の超党派による連名で多くの法案が提出されている。上院での主要法案の審議状況を見てみる。

(ピンガマン・スペクター法案)

ピンガマン民主党議員(上院天然資源エネルギー委員長)とスペクター共和党議員により、温室効果ガス・キャップアンドトレード制度を国内導入する低炭素経済法案(The low Carbon Economy Act of 2007、上院1766号法案、)が7月11日に提出された。

この法案は2004年に超党派のエネルギー政策研究機関NCEPが発表した政策提言¹⁰を具体化したもので、4年越しの検討の結果、最終法案化されたものである。最終案では当初案で採用されていた原単位削減目標(GDP当りの温室効果ガス排出量)が絶対数量目標¹¹に変更された他、この法案の最も特徴的な点であるセーフティバルブ(排出枠上限価格)¹²についても当初案の設定価格を引き上げる等の修正を行っている。最終法案に対しては、大手電力会社や全米労働総同盟・産業別組合会議合(AFL-CIO)、全米自動車労組(UAW)等が支持を表明していることもあり、提出法案の中でも議会通過の可能性のある法案として中心的な存在になっている。

(リーバーマン・ワーナー法案)

一方、ピンガマン・スペクター法案で採用しているセーフティバルブについては、構想発表当初から市場原理に制限を加えるものであり好ましくないとする環境派議員や環境団体の根強い反発¹³があり、また、新たに最終法案に盛り込まれた地中炭素固定(CCS)に対するボーナス排出枠の供与についても、石炭火力を推進し再生可能エネルギーの普及・投資を妨げるものだという批判が寄せられた。

これらの批判を集約する形でリーバーマン議員(独立派)とワーナー共和党議員により、セーフティバルブや地中炭素固定ボーナス枠を採用しない新法案骨子が8月2日に発表され、10月18日にアメリカ気候安全保障法案(America's Climate Security Act of 2007、上院2191号法案)が提出された。最終法案では、法案骨子とおりにセーフティバルブが不採用のほか、2020年の削減目標が現状比10%削減から他法案並みの現状比15%削減(1990年レ

¹⁰ 2004.12 「エネルギー政策手詰まり打開に向けて」。なお、NCEPは2007.4.19 「大統領および第110議会に対するエネルギー政策提言」で原単位目標から絶対数量目標への変更などの修正を実施している。

¹¹ 2030年までに1990年レベルに削減。他法案は概ね2020年に1990年レベルを採用。

¹² 排出権市場の高騰等による経済的負担の軽減および遵守コストの不確実性を解消するもので、市場価格が一定の上限値を超えた場合、政府が同価格で排出枠を発行する制度で、初年度は12ドル/トン、その後は年率インフレ+5%で改訂。当初案では初年度7ドルとしていた。

¹³ 主だったところではカリフォルニア州選出のボクサー上院環境公共事業委員長、シエラクラブ等が反対している。

ベル)に変更、法案骨子やビンガマン・スペクター法案で採用されていた石炭生産者への無償排出枠は削除、また産業向け無償排出枠の順次有償化等、規制強化の方向で大幅な修正が施され、産業界に配慮したビンガマン・スペクター法案と明確に対峙する内容となっている。なお、本法案は10月24日に行われた環境公共事業委員会の小委員会での公聴会を経て、11月1日には小委員会を通過した。11月8日には本委員会での公聴会が予定されている。

(今後の見通し)

今連邦議会では、キャップアンドトレード法案に先行する形でエネルギー修正法案が審議されているが、上下院で調整が難航し、膠着状況に陥っている¹⁴。今回の対立点となっている自動車燃費基準(CAFE基準)強化や連邦大のRPS制度導入は、2005年、包括エネルギー法案審議時に法案成立のため、両院の見解が異なる案件を削除し、将来の審議に先送りしたものであり、元々、合意形成は容易ではない。また、両案件とも温室効果ガス削減対策としてキャップアンドトレード導入と直接的な関連があることから、両案が審議未了のままキャップアンドトレード法案が単独で成立するということも考え難い。エネルギー法案の決着が見通せない現時点ではキャップアンドトレード法案の審議の進捗も全く不透明である。

ブッシュ政権のレイムダック化が進み、次期は民主党政権であろうという見方が有力な中、連邦議会内において党派間の調整を図り何としても今会期中にキャップアンドトレード法案を通過させようというモメンタムも削がれる状況にある。何れにせよ、内容的にも排出枠配分等の詳細設計にまで踏み込んでいるのはビンガマン・スペクター法案とリーバーマン・ワーナー法案の両案だけであること、および一方は産業界への配慮を、他方は規制強化の原則重視と、現時点での議会内の対立点を反映していることから、当面、この二つの法案が連邦議会における審議の中心となって展開していこう。

(文責 小松 昭)

(出所)

・米国上院資源エネルギー委員会 HP、「Bingaman-Specter Climate Change Bill」、2007年7月11日
http://energy.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=PressReleases.Detail&PressRelease_id=235333&Month=7&Year=2007&Party=0

・同 HP、「Latest on Energy Bill Discussions」、2007年9月26日

・ J.Lieberman 上院議員 HP

<http://lieberman.senate.gov/documents/acsa.pdf>

・ NY Times、「Compromise Measure Aims to Limit Global Warming」、2007年7月11日

¹⁴ 上院通過法案(HR6号法案)は新燃費基準を導入、一方、下院通過案(HR3221号法案)は連邦大のRPS基準を盛り込む等、内容に大幅な差がある。

9．中国が気候変動に対する国家計画を発表

中国国務院は2007年6月3日付けで、発展改革委員会が策定した中国気候変動対応国家方案（国家気候変動プログラム）を公布した。

国家気候変動プログラムではCO₂排出削減の数値目標を明示せず、また、気候変動より持続的発展が優先されること、途上国の責任に差異があることを強調するなど、国際社会に向けて中国がCO₂削減の約束を負うことについて改めて消極的な姿勢を示した。その一方で、途上国にとって難しいとされるGHG排出量の算定について、専門家による暫定推計とは言え、2004年のGHG総排出量を示すとともに、森林被覆率の20%増加という目標を入れるなど、積極的な一面も見せている。

次に、国家気候変動プログラムの概要を示す。

まず、中国の気候変動に対して、持続的発展の枠組みの中で気候変動に対応すること、UNFCCCの「共通だが差異ある責任」の原則にしたがうこと、緩和と適応に同じように重点を置くこと、気候変動と他の関連する政策とを統合すること、科学技術の発展と革新によること、国際協力に積極的に広く参加すること、をその原則として掲げた。さらに、温室効果ガス排出量コントロールに関する目標を、以下のように定めている。

- a. 2010年までにGDP単位当たりのエネルギー消費量の約20%削減、その結果としてCO₂排出量を削減。
- b. 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギー（大規模水力発電を含む）の割合を2010年までに10%まで、炭層メタンの採取を100億m³まで上げる。
- c. 2010年までに、工業プロセスによるN₂O排出量を2005年の排出量と同じにする。
- d. 低排出高収量種の米の採用などの促進、反芻動物品種に関する研究・開発などの強化、家畜ふん尿などの管理の強化、バイオガス利用の促進。
- e. 森林被覆率を20%に増加し、2010年までに2005年のレベルを5000万トン超える吸収量の増加を実現する。

このような目標を達成する政策・措置について、緩和に関しては、次のようなものが国家気候変動プログラムに記載されている。

(二酸化炭素換算トン)	
エネルギー生産と転換	2010年までのGHG
エネルギー産業における政策・措置の強化	排出削減量
水力発電の適切な開発	約5億トン
原子力発電開発の積極的な推進	約5000万トン
火力発電の技術発展の推進	約1.1億トン
炭層メタン・炭鉱メタン産業の精力的な開発	約2億トン
バイオエネルギー開発の推進	約3000万トン
風力、太陽、地熱および潮力エネルギーの開発・利用の積極的な支援	約6000万トン
エネルギー効率改善および省エネルギー	第11次5か年計画
中長期省エネルギー計画における10の省エネルギー優先プログラムの実施	期間中の削減量
低効率石炭焼き産業ボイラーの設備改良	5.5億トン
地域コジェネレーション	
廃熱・廃圧の回収	
石油の節約・代替	
モーターシステムの省エネルギー	
エネルギーシステムの最適化	
建築物の省エネルギー	
グリーン照明	
官庁の省エネルギー	
省エネルギーモニタリングおよび技術支援システムの構築	

また、第1次国別報告書による中国の1994年のGHG総排出量が40.6億トンであるのに対して、中国専門家の暫定推計による中国の2004年のGHG総排出量は約61億トンであることも示された。

政策・措置において水力発電、炭層・炭鉱メタン、火力発電、省エネルギーが大きな役割を果たすことが期待されているが、これはCDMの承認動向にも反映している。中国政府が承認した年排出削減量が100万トン以上の大規模CDMプロジェクトをみると、当初はHFC-23分解プロジェクトのみであったが、2006年後半から製鉄所廃ガス・熱発電、炭層・炭鉱メタンおよび天然ガス発電のプロジェクトが承認され始めた。2007年8月17日までに承認された大規模プロジェクト30件のうち、炭層・炭鉱メタンが4件、天然ガス発電が8件、製鉄所廃ガス・熱発電が5件となっており、大規模プロジェクトではないものの、水力発電プロジェクトも数多く承認されている。

(文責 田上貴彦)

(出所)

- ・ 国家发展改革委員会、「国家気候変動プログラム」, 2007年6月3日
<http://www.ccchina.gov.cn/WebSite/CCChina/UpFile/File188.pdf>
<http://www.ccchina.gov.cn/WebSite/CCChina/UpFile/File189.pdf>
- ・ 国家发展改革委員会国家気候変動対策調整グループ、「中国CDMホームページ」
<http://cdm.ccchina.gov.cn/WebSite/CDM/UpFile/File1420.pdf>
<http://cdm.ccchina.gov.cn/WebSite/CDM/UpFile/File1425.pdf>

10. 日本の京都議定書目標達成計画

～ - 6%の目標達成は厳しい状況が明らかに～

2007年度末までに、京都議定書で規定された日本の削減目標(基準年比-6%)の達成までの道筋を描いた「京都議定書目標達成計画」は、その対策の進捗評価が行われる予定であり、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会(経済産業省事務局)と中央環境審議会地球環境部会(環境省事務局)の合同会議が2006年11月から開催されている。21回目の会合にあたる8月10日には、「2010年の温室効果ガス排出量予測を含む見直しに関する中間報告(案)」が発表された。

本案では、日本の温室効果ガス総排出量は、基準年度(12億6100万t-CO₂)に比べ、2010年度には+0.9%～+2.1%(12億7390万～12億8700万t-CO₂)増加するという予測結果が提示された¹⁵。対策上位ケースであっても、約2000万t-CO₂の目標未達成が予測されるという極めて厳しい状況であると言える。

目標達成が厳しくなった背景には、計画を策定した2年前と比べて経済成長見通しの上方修正が行われたこと(計画作成時は年率1.6%と想定していたが、2005年の実績は年率2.4%。今回の予測では後者の数字を採用)が主な要因とされている。個別の対策としては、高効率照明の普及¹⁶や、信号待ちなどの際に自動的にエンジンが止まるアイドリングストップ車の導入¹⁷等の目標達成が難しい対策が複数存在する。

柏崎刈羽原発の事故による原子力発電所の停止、業務・家庭部門での取り組みの遅れ等の問題が存在し、京都議定書目標達成までの道のりは険しいと言わざるを得ない。このような状況の中で、どのように既存対策を強化し、どのような追加対策を導入すべきなのか。このような議論を行うべく、9月26日に審議会が再開された。トップランナー制度の規準強化、国民運動の促進方法、そして議論の焦点のひとつとなるであろう京都クレジット調達幅の拡大も含め議論を行い、年内に方向性を決定する予定となっている。

(文責 小川順子)

(出所)

- ・ 産業構造審議会・中央環境審議会、「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告」,2007年9月 <http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70926b11j.pdf>
- ・ 産業構造審議会・中央環境審議会、「今後の審議の進め方について」,2007年9月 <http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70926b08j.pdf>

¹⁵排出量の予測では、現在の対策が十分進んだケース(対策上位ケース)と進まないケース(対策下位ケース)の2ケースを想定しているため、予測量には幅がある。

¹⁶ 高効率照明の普及(LED照明)については、対策評価指標である「高効率照明の普及率」が2002年度の0.06%から2005年度の0.18%となり排出削減量は増加しているが、対策評価指標の2010年度の見通しは0.41～0.76%とされており、現行計画における見込みである10%には達しない見通しである。

¹⁷ 環境に配慮した自動車使用の促進(アイドリングストップ車導入支援)については、対策評価指標である「アイドリングストップ車普及台数」が2004年度の3,800台から2005年度の6,500台となり普及台数は増加しているが、対策評価指標の2010年度の見通しは3.1～17.8万台とされており、現行計画における見込みである280万台には達しない見通しである。

1.1. 日本の京都議定書目標達成に向け、予算大幅増額へ

京都議定書第一約束期間開始を翌年に控え、政府各省庁は目標達成に向け予算の増額を図っている。財務省がまとめた2008年度概算要求の地球温暖化対策関係予算は、総額1兆4122億円となり、前年度比18%増となった。この中で“目標達成に直接効果のあるもの”は5956億円とされている。省庁別および項目を見ると経済産業省が“省エネ対策強化・新エネ導入促進”、“ポスト京都議定書将来枠組み構築における主導的な役割の発揮”などに4561億円を要求し、大幅な予算増額を計上している。環境省は総額1222億円を要求、主な項目は“温暖化対策技術開発”、“「国民運動」の推進”などとなっている。

京都メカニズムクレジットの政府購入分に関しては、経産省が151億円、環境省が165億円、計316億円となり、前年から2倍以上の増額要求となっている。この要求が認められるとすると、京都メカニズムクレジット購入費用は、2年連続で2倍以上の伸びを示すことになり、日本が目標達成のためには海外からのクレジット購入が急務となっていることがより鮮明に表れる。

この件について財務省財政構造改革部会では、今後の京都メカニズムクレジットの政府購入費用の試算を行い、最大で合計1兆2000億円¹⁸の財政負担が生じるとしている。財務省はこの額を国家財政で負担することに対して、“国民の理解を得られない”とし、増大し続けるクレジット購入費用に懸念を表明した。同時に“国内対策の重要性”を強調し、EUや米国などで実施または計画されている“域内排出量取引”を紹介した上で、抜本的対策の導入を求めている。

政府の歳出削減が喫緊の課題となっている現在、増大し続ける地球温暖化対策が今後“聖域”化されるのか、または国内排出量取引などを通じた民間の活動により財政負担の抑制を行うのか。国家の財政問題が地球温暖化対策の制度論議に影響を与える可能性は高く、今後の動向が注目される。

(文責 高橋英佑)

(出所)

- ・財務省財政構造改革部会財政制度等審議会財政制度分科会(10月26日)

<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryou/zaiseib191026.htm>

- ・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会合同会合(第22回)配付資料

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g70926bj.html>

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70926b04j.pdf>

<http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g70926b05j.pdf>

- ・電気新聞(平成19年8月24日 1面)
- ・環境新聞(平成19年9月5日 1面)

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp

¹⁸ 京都議定書第1約束期間の削減目標量6%に対し、現時点で取得することとなっている分(1.6%)と今後見込まれる不足分(1.5%~2.7%)を足し、クレジット価格をEU排出権市場の過去の最安値(二酸化炭素1トンあたり9ドル)と最高値(36ドル)で評価した場合、約2200億円~1兆2000億円が必要としている。